

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
8	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	日本型直接支払制度における多面的機能支払を推進するうえでの、活動組織の合併に係る支援対象要件を緩和していただきたい。	日本型直接支払制度における多面的機能支払を推進するうえでの、活動組織の合併に係る支援対象要件を緩和していただきたい。	島根県の中山間地域においては、水路系統ごとに多面的機能支払の活動を行っていることが多く、県内における活動組織の3割が10ha未満の活動組織となっている。これらの小規模な活動組織においては、高齢化に伴い役員又は事務担当者を確保できず活動を取りやめる組織の発生が心配されるため、対応策の1つとして組織の合併を推進している。現状では、広域化の前段階として、近隣組織との小規模な合併をまずは行うケースが多くなっている。一方で、小規模な合併でも合併に係る調整や会合に係る経費は広域合併と同様にかかっているが、現行制度では、活動組織が大規模な合併をする際に助成を受けられる制度となっており、また多面的機能支払交付金実施要綱(別紙5)広域活動組織第3規模2において、「地域の状況において100ha以上200ha未満の範囲で協定の対象と区域の規模を別に定めることができる」とされているため、島根県では「要綱基本方針」において、生産条件の不利な農用地等の要件を満たす場合は、広域協定の対象とする区域を下限の100haと定めているが、それでも組織の合併に際して、面積要件がクリアできていない状況である。	中山間地域等では地域の実情に併せて一度に広域化まで目指すのではなく、継続が危ぶまれている組織と近隣組織の合併から進めていくのが現実的であり、小規模な合併に対する支援により活動が継続され農村の持つ多面的機能が維持されるとともに、小規模な合併の推進は将来的に組織の広域化につながるようになる。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号) 多面的機能支払交付金実施要綱	農林水産省	島根県、中国地方知事会	
150	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業基盤整備促進事業における面積要件の見直し	小規模経営であっても、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備が実施できるよう、「農業基盤整備促進事業」の面積要件のため池整備事業と同様に2ha以上の特例を設ける見直しを行う。	本県の1経営体当たりの経営耕地面積は約1haであり、全国平均の2.5haと比較し経営規模が小さいことから、事業採択要件に必要な5haの受益面積の確保ができず、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に取り組みない。	中山間地域など、狭小な農地の多い地域においても、地域の実情に応じたきめ細やか基盤整備が実施される。	土地改良法	農林水産省	徳島県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
山形市、浜松市、豊田市、高松市、宇和島市、佐賀県、熊本県、熊本市、	<p>○本市においては、5割以上の活動組織が200ha未満であり、広域活動組織化できていない。また、熊本県として、中山間地域は100ha以上であれば広域活動組織を設立できるとされているが、該当の4組織中3組織が100ha未満である。本市としては、規模の小さい組織は広域組織との合併を推進している。広域組織の設立だけでなく、小規模な合併に対する支援があれば、将来の広域化につながると思われる。</p> <p>○本市においても、同様な事例は発生しており、中山間地域における広域化は、本制度を維持し、良好な農地保全を持続させる上で大きな課題であると認識している。実際、広域化に向け、組織へ説明会を実施した結果、小規模な合併はみられたが、それ以降の進展は実現できていない。広域化には、何度も会合が必要であり、それに際して日当や交通費など支給されない状況では、広域化推進に支障をきたしていることも事実である。今後、行政サイドの事務費削減の観点においても、中山間地域における活動組織の広域化(合併)は必要不可欠であり、その為にも、制度緩和は必要と考える。</p> <p>○当県では、隣接組織の合併事例はまだ少ない状況であるが、一方で高齢化等による役員や事務担当者の確保が困難で活動の継続を断念する組織が見受けられる。今後、広域化を推進していくこととしているが、広域化を行うには合意形成等の解決すべき課題もあるため、要件緩和により隣接組織などとの小規模な合併に対する支援があれば、活動の継続を断念する組織も減少すると考える。</p> <p>○当市でも集落間の広域化・合併を次期対策に向けて進めているところである。提案内容にある広域化に向けた助成も必要と考えるが、広域化・合併後に事務を受け持つ団体への助成があると、更に広域化につながるかと考える。</p> <p>○本市においては、中山間地域に限らず同様の状況が発生している。そのため、合併に係る支援対象の要件が緩和され、合併後の面積や地域に限定されることなく全市域における合併が支援の対象となることを要望する。</p> <p>○本市において、近隣3組織に広域化の推進を行ったところ、各組織の活動への考えに相違があり、直ちに取り進むことは困難であるが、将来的には担い手不足が見込まれることもあり、必要であるとの認識は一致している。しかしながら、小規模な組織のため、支援対象要件の200ha以上の面積要件は、困難な状況である。</p>	<p>多面的機能支払における広域活動組織の設立要件については、多面的機能支払交付金実施要綱(別紙5)第3の2において、「生産条件が不利な農用地等が存在する場合には、地域の状況に応じて100ha以上200ha未満の範囲(北海道にあっては1,500ha以上3,000ha未満の範囲)で協定の対象と区域の規模を定めることができる」としていたが、本要件が厳しいという地域の実情を踏まえ、平成30年度予算概算決定において、中山間地域等の条件不利地域における広域活動組織の設立要件(都府県)を、「対象農用地100ha以上」から「50ha以上または3集落以上」に緩和したところであり、今後とも活動組織の広域化の推進による取組の維持・拡大を図ってまいります。</p>
浜松市、豊田市、大阪府、奈良県、島根県、鳴門市、小松島市、阿波市、高松市、宇和島市、佐賀県、宮崎県	<p>○本市にはまとまった経営体が少なく、事業採択の面積要件が厳しく基盤整備が進んでいない。特に、冠水被害軽減のため、農業用排水施設の整備を進めるためにも適用条件の緩和を望む。</p> <p>○本市では、区画整理された農地は少なく、農業機械の出入りにくい不整地や狭小地が数多く存在している。農業従事者の高齢化と減少、担い手不足、また、それに伴う耕作放棄地等の増加が進む中で、今後、限られた地域の中心となる経営体が農業を行っていくには、農地の集積が不可欠となってくる。そのためには、さらなる土地改良を進め、少しでも耕作しやすい農地を確保していく必要があるが、本市の特徴として、農地が宅地等と混在し、狭小であることから、補助事業の採択基準がクリアできず、苦慮している。</p> <p>○本市は、広大な中山間地域を有し、狭小な農地が多く点在するため、事業採択要件を満たさない農地が多く存在する。中山間地の農地保全のためにも採択要件の緩和が必要である。</p> <p>○本県でも、農業基盤整備促進事業を取り組む場合、平坦地では、面積要件の5haは比較的満たしやすいが、中山間地においては農家の経営規模が小さいため面積要件を満たすことができず、事業化を断念せざるを得ないケースもあると思われ、要件の見直しを行っていただきたい。</p> <p>○当市においても、狭小な農地ばかりが点在しているところが多いため、面積要件の緩和が実現されれば、農業基盤整備の促進が十分に期待できる。</p> <p>○狭小な農地の多い地域であり、また、過去にほ場整備が実施された区域も1区画1ha前後であり、所有者も複数存在している。面積要件が緩和されることにより、基盤整備への同意がまとまる可能性が高くなり、小区画ではあるが、基盤整備、利用集積が推進される。また、前例ができることにより、隣接した小区画農地への波及効果も期待される。</p> <p>○農地や農道、農業水利施設のきめ細かな整備については、農業基盤整備促進事業の活用が市財政にとっても重要であるが、中山間地域や郊外地の農地面積は狭小であり面積要件に達しないことで、市単独事業を選択していることから、面積要件の緩和は必要と考える。</p> <p>○本県の1経営体当たりの経営耕地面積は約0.9haであり、全国平均の2.5haと比較して経営面積が小さい。農地を集約し、農地の有効活用を図るには、地域の実情に応じたきめ細かな条件整備が必要になると考える。</p> <p>○中山間地域が80%以上を占める本県においても、狭小な農地であっても地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備の実施が可能となる。</p> <p>○本市の1経営体当たりの経営耕地面積は、全国平均と比較し経営規模が小さいことから、事業採択要件に必要な5haの受益面積の確保ができず、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に取り組めない。</p> <p>○本県の中山間地域では地形的条件が厳しい中で営農が展開されているが、狭小な農地が点在していることから、整備の要望はあるものの、面積要件が達成できず、実施区域や整備内容の再検討に時間を要している状況である。</p> <p>○本市において支障事例はないが、本市の経営耕地面積規模別の経営体数は0.5～1.0haが29%と最も多く、平均経営耕地面積も1.5haと経営規模が小さい。そのため今後5haの要件を満たせない案件が出ると思定される。</p> <p>○本市の1経営体当たりの経営耕地面積は約0.8haと経営規模が小さく、圃場整備率が23.1%と低い状況であることから、地域の実情に応じた基盤整備に取り組めていない状況である。</p>	<p>基盤整備促進事業については、公共事業であることから一定以上の事業規模とする必要があるため、現行の面積要件を緩和することは困難です。ただし、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備については、非公共事業である「農地耕作条件改善事業」において、面積要件なしで実施できることから、同事業の活用を検討いただきたい。なお、同事業の実施にあたっては、農地中間管理事業の重点実施区域等であること、農地中間管理機構との連携概要の策定等が要件であることに留意いただきたい。</p>

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
267	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分方法の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の都道府県への配分について、整備交付金と推進交付金を一括して配分するよう、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱を見直し、鳥獣被害対策の効果的な推進が可能となる制度とすること。	鳥獣被害対策は市町村等が作成する被害防止計画に基づき、①侵入防止柵の設置等による被害防除(整備交付金対象)、②緩衝帯の設置等による生息環境管理(推進交付金対象)、③有害捕獲(推進交付金対象)の3つの取組を総合的かつ計画的に実施することで被害防止効果を発揮する。しかし、整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)が個別に配分され、交付要綱において、相互間の流用もできないと規定されているため、計画に対し個々の配分額に偏りが生じた場合、例えば有害捕獲経費が不足し捕獲が進展しないなど、ハード面とソフト面が一体となった効果的取組みの推進に支障が出る。 なお、農山漁村地域整備交付金では、農林水産業の基盤整備について、都道府県の裁量による農・林・水横断的な予算配分が可能となっており、農山漁村地域の総合的な整備に効果を上げている。	地域の実情に応じた経費配分の調整によって、効果的な鳥獣被害防止対策の実施が可能となる。	鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱 第3	農林水産省	富山県	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
仙台市、川崎市、福井県、長野県、岡山県、高松市、田川市、佐賀県、熊本県、大分県	<p>○本県では、イノシシ被害対策として、守るべき農地をしっかりと防護柵で囲み、併設する箱わな等で里に居着いた個体を捕獲するなど、予防対策と捕獲対策を一体的に推進しているが、毎年、整備交付金(防護柵)の入札残を、不足している推進交付金(捕獲報償金)に流用できず対応に苦慮していることや、平成28年度については、補正で配分された推進交付金(捕獲報償金)の不用額を、補正配分が不足している整備交付金(防護柵)へ流用ができず返還した事例が発生していることから、交付金の一括配分を要望する。</p> <p>○整備交付金の入札残を推進交付金に充当できれば、更に効率的な予算執行が可能となる。</p> <p>○本市においても同様の課題があり、鳥獣被害対策の推進が可能となるよう整備交付金と推進交付金の一括配分による弾力的な活用を図れるよう、配分方法の見直しを希望する。</p> <p>○国の鳥獣被害防止総合対策交付金の平成29年度の本県への割当内示額は整備交付金、推進交付金ともに要望を大きく下回る状況にある。こうした状況は、年度途中で支援の打ち切りや支援水準の引き下げなどの可能性があり、県内の捕獲従事者からは、特に、年度初めから捕獲圧を高め続けて取り組む必要がある捕獲活動への意欲を大きく削ぐとの声が多く寄せられている。国が年度当初の段階で十分な予算を確保していただくことが最も重要と考えるが、提案事項のように、整備交付金と推進交付金を融通できるようにすることは一定の効果があると考ええる。</p> <p>○本県においても整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)計画に対し個々の配分額に偏りが生じ、交付要綱において、相互間の流用もできないと規定されているため、侵入被害防止柵の設置計画を見直した事例など、ハード面とソフト面が一体となった効果的取組みの推進に支障が出ている。</p> <p>○整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)が個別に配分され、交付要綱において、相互間の流用もできないと規定されているため、有害捕獲経費が不足し捕獲が進展しない、侵入防止柵設置経費が不足し十分な防止効果を発揮できないなど、ハード面とソフト面が一体となった効果的取組みの推進に支障が出る。</p> <p>○平成28年4月から県が捕獲奨励金の対象期間を通年化したのに伴い、本市においても通年化したが、想定していた捕獲頭数が大幅に増加したことにより、一部当該年度に支払いすることができず、要綱改正により翌年度に支払いすることとした。</p> <p>○本県においても提案県と同様に、整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)が個別に配分され、相互間の流用もできないことから、ハード面とソフト面が一体となった効果的取組みの推進が困難となっている。本県の場合、ハード面の配分率に比べ、ソフト面の配分率が低く算定される傾向にあり、おおむね15～20%の差が例年生じている。このため、せっかく侵入防止柵を整備しても、それを有効に生かすための体制作りが不十分となり、総合的な鳥獣害対策に取り組めない場合もある。</p> <p>○整備交付金による防護柵設置事業(ハード)が、市町村の計画変更で予算に余剰を生じていても、現状では推進交付金への流用ができないため、国に返還している。予算流用を柔軟にすることで、その分を捕獲の推進に回すなど、より有効な活用が図られると考える。</p>	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止計画に基づく取組を支援するものであり、具体的には有害捕獲等を内容とする推進事業、処理加工施設や侵入防止柵等の整備を内容とする整備事業で構成されており、予算使用上の目的に応じて、予算の項(本交付金は農山漁村活性化対策費)や目(本交付金は、農山漁村活性化対策推進交付金と公債発行対象経費である農山漁村活性化対策整備交付金で構成されている。)が定められている。</p> <p>一方、本交付金に限らず、歳出予算は国会の審議を経るものであり、財政法(昭和22年3月31日法律第34号)の趣旨を踏まえ、その目的に従って執行されなければならない、予算の流用を無制限に行うことになると、予算を区分し国会の議決を求めるとした意味が失われることになるので、例えば、同法第33条第2項において、予算統制を期する観点から、「各省各庁の長は、各目の経費の金額については、財務大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。」と規定されているところである。</p> <p>このため、交付要綱においても、目の異なる推進事業と整備事業の流用をしてはならない旨の規定を定めているところであり、公債発行対象経費ではない推進事業と公債発行対象経費である整備事業の一括配分は行わないことを理解願いたい。</p> <p>また、本交付金については、平成30年度においても鳥獣被害対策等に必要な予算を推進事業、整備事業として確保したところである。補助事業者及び間接補助事業者においては、昨今の鳥獣被害の状況や財政事情等を十分踏まえ、予算の範囲内において、鳥獣被害の軽減に向け、不用額が生じることの無いよう計画的かつ効率的に予算執行して頂ければと考えている。なお、本交付金において、捕獲活動経費の直接支援は行っているが、捕獲報償金の支援は行っていない。</p>